



市長のこぼれ話

バリアフリーとは

子どもがけがをして車いすや松葉杖を使い、改めて世の中には段差などの障がいが多いと感じました。

けがだけでなく、さまざまな障がいのある方や、妊娠・高齢などで不自由を感じている方がいます。階段や狭い通路、滑りやすい床など、目に見える障がいだけでなく、目に見えない障がい、更なるバリアフリーを目指し、障がいのある方などに対する無関心や誤解、さらに何気なく行っている行動や発言など「意識上のバリア」をなくしていきましよう。

小平市長 **小川 浩子**



新型コロナウイルス ワクチン接種の情報

新型コロナワクチンの全額公費（無料）による接種は、令和6年3月31日(日)で終了します。接種をご希望の方は、期間内に余裕を持って受けてください。
※ワクチン接種は強制ではありません。

接種には、接種券と予約が必要です。
小平市コロナワクチン予約サイトやコールセンターから予約する医療機関と、直接予約する医療機関があります。
また、転入されてきた方や、紛失された方などは必要に応じて、接種券の発行申請を行って下さい。

令和5年秋開始接種(初回接種を完了した生後6か月以上の方)
2月22日(木)の午前9時から、3月1日(金)から31日(日)までの予約枠を公開します。
※使用するワクチンはファイザー社製です。

問合せ

▶副反応等の医学的知見を必要とする相談など
東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター
☎03(6258)5802 (24時間対応 (年中無休))

▶電話予約・問合せ
小平市コロナワクチンコールセンター
☎0120(985)365 (平日の午前9時～午後5時)

申請はお済みですか 電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援給付金(7万円支給)

対象

◆令和5年度住民税非課税世帯

令和5年12月1日時点で小平市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯
※対象世帯には、すでに確認書を送付しています。
※令和5年1月2日以降に小平市へ転入された方がいる世帯は申請が必要です。
※住民税の申告が確認できない方がいる世帯で、非課税世帯に該当する場合は、令和5年度の住民税を申告し、令和5年度非課税証明書を添付して、申請してください。

◆家計急変世帯

次のすべてに該当する世帯
▷住民税非課税世帯以外のうち、令和5年1月から12月までの間に、予期せず家計が急変した
▷世帯全員それぞれの令和5年度分の年収見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下になった
※給付金の受給には、申請が必要です。該当する月の給与明細など、収入がわかるものと併せて申請書を送付してください。

一 共 通

支給額 1世帯あたり7万円

※住民税非課税世帯と家計急変世帯の重複受給はできません。また、すでに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給した世帯は申請できません。
※住民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯は対象外です。

申請期限 3月15日(金)まで(消印有効)

※申請書が必要な方はお問い合わせください。申請書は、小平市ホームページ(ID109709)からダウンロードもできます。

申請書などの送付先

〒176-0012 練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台6階
小平市重点支援給付金担当

問合せ

小平市重点支援給付金コールセンター☎0120(907)434 (平日の午前9時～午後5時15分)



犬・猫と楽しく暮らしていくために



飼い主は、動物の本能や習性などを理解し、責任を持って適正に飼育しなくてはなりません。

◆犬にルールを教えましょう

散歩をするときは、リードにつなぎ、適正な長さに保ちましょう。
犬のトイレは事前に済ませ、散歩中にふんをしたときは、家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



◆犬は必ず登録しましょう

マイクロチップを装着している犬を新しく飼う方は、指定登録機関(日本獣医師会)へのオンラインによる変更登録申請が必要です。
マイクロチップを装着していない犬は、問合せ先で登録手続きが必要です。詳しくは、小平市ホームページ(ID98266、13509)をご覧ください。

◆犬には狂犬病予防注射を受けさせましょう

毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。
詳しくは、3月末頃に飼い主に送付する案内をご確認ください。

◆猫の飼育は屋内で

猫は、交通事故や感染症予防のためにも屋内で飼育しましょう。
また、屋外に出すことで、ふんなどにより、周辺に迷惑をかけることがあります。

◆不妊・去勢手術

繁殖を望まない場合は実施しましょう。
不妊・去勢手術をすると性質がおとなしくなり、扱いやすくなるほか、生殖器系の病気の予防にもなります。



◆飼い主のいない猫に受けさせる不妊・去勢手術費用の一部補助

飼い主のいない猫を管理することで、ふんなどの被害を減らすことができます。生活環境の保持を目指しているボランティア団体を支援するため、市内に生息する飼い主のいない猫への不妊手術や去勢手術にかかる費用の一部を補助します。
※詳しくは、小平市ホームページ(ID51317)をご覧ください。

◆動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物の遺棄や虐待は動物愛護管理法で禁止されています。動物を飼う場合は、最期まで責任を持って飼育してください。
※動物の飼育や、しつけに関することは、東京都動物愛護相談センター多摩支所(☎042(581)7435)へご相談ください。

◆犬のしつけ方相談会 飼い犬の困った行動に悩んでいませんか

NPO法人ぐるーべりー愛犬ふぁみりー協会理事長の佐々木邦夫さんが、飼い犬の困った行動に関するお悩みにお答えします。

と き 3月23日(土) 午前10時～正午

と ころ 中央公民館学習室4

対 象 市内在住で犬を飼っている方

※犬の同伴はできません。

定 員 30人

申込み 3月19日(火)までに、電話または電子メールで住所、氏名、電話番号、講師への事前質問を問合せ先へ

一 共 通

問合せ 環境政策課☎042(346)9536、✉kankyoseisaku@city.kodaira.lg.jp